

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年11月20日付けで行った公文書不開示決定は、本件開示請求の1④、2①、2②、2⑥、3④及び3⑤に係る部分については妥当である。本件開示請求の3①、3②及び3③に係る部分については、適切とはいいがたいが対象文書を特定する必要はない。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成26年11月6日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「1 平成26年9月16日付け文情第922号『公文書開示決定通知書』で開示された平成16年（度）ファイル基準表の『個別フォルダー』に記載される次のもの。

- ①『保管法施行規則の一部改正13. 12. 13』（所属：調査運用）（第1ガイド：保管場所事務）（第2ガイド：共通（保管場所））
- ②『使用の本拠地の位置』の解釈基準（所属：調査運用）（第1ガイド：保管場所事務）（第2ガイド：警察庁文書）
- ③『キャンピング・トレーラの取扱い』（所属：調査運用）（第1ガイド：保管場所事務）（第2ガイド：通知文）
- ④『通達ごと』（所属：管制企画）（第1ガイド：通達）（第2ガイド：本庁通達）

- 2 平成26年9月16日付け文情第923号『公文書開示決定通知書』で開示

された平成17年(度)ファイル基準表の『個別フォルダー』に記載される次のもの。

- ①『実施要領の制定』(所属:駐車対策第二)(第1ガイド:駐車管理システム)(第2ガイド:例規通達)
- ②『一部改正』(所属:駐車対策第二)(第1ガイド:駐車管理システム)(第2ガイド:例規通達)
- ③『警察庁・管区からの通知』(所属:駐車対策第二)(第1ガイド:使用制限)(第2ガイド:警察庁・管区)③～⑨は平成18年(度)ファイル基準表(平成18年中に発生した文書)
- ④『本庁調査・回答』(所属:駐車対策第二)(第1ガイド:使用制限)(第2ガイド:警察庁・管区)
- ⑤『使用制限の量定』(所属:駐車対策第二)(第1ガイド:使用制限)(第2ガイド:使用制限)
- ⑥『使用制限個人フォルダー』(所属:駐車対策第二)(第1ガイド:使用制限)(第2ガイド:使用制限)
- ⑦『警察庁からの通知』(所属:駐車対策第二)(第1ガイド:レッカー)(第2ガイド:警察庁)
- ⑧『施錠された2輪車のレッカー移動の法令解釈』(所属:駐車対策第二)(第1ガイド:レッカー)(第2ガイド:警察庁)
- ⑨『警備業の要件に関する規則等の一部改正について』(所属:駐車対策第二)(第1ガイド:駐車監視員)(第2ガイド:警察庁)

3 平成26年8月28日付け文情第868号『公文書開示決定通知書』で開示された平成18年(度)ファイル基準表の『個別フォルダー』に記載される次のもの。

- ①『通達原議』(所属:規制企画)(第1ガイド:文書管理)(第2ガイド:原議)

- ②『通達等』（所属：規制企画）（第1ガイド：文書管理）（第2ガイド：警察庁通達）
- ③『通達等』（所属：規制企画）（第1ガイド：文書管理）（第2ガイド：警察庁通達）
- ④『公安委員会指令原簿』（所属：規制運用）（第1ガイド：総記）（第2ガイド：共通）
- ⑤『通達ごと』（所属：管制企画）（第1ガイド：通達）（第2ガイド：本庁通達）」

- (2) 実施機関は、本件開示請求の1④、2①、2②、2⑥、3①、3②、3③、3④及び3⑤に該当する文書は、当該個別フォルダーは現在保有しておらず対象文書を特定できないとして、平成26年11月20日付けで、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年12月2日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成27年4月1日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成27年6月18日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成27年7月17日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成27年10月23日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨

本件処分は、明らかに埼玉県警察文書管理規程（平成14年警察本部長訓令第25号。以下「文書管理規程」という。）第41条（文書等の保存期間）等に違反し

たものであり、その理由を知りたくて本件審査請求を行う。

(2) 審査請求の理由

平成16年、17年及び18年のファイル基準表から現在も保有されている保存期間30年と記載される警察庁からの通達等を特定して開示請求を行ったところ、公文書不開示決定通知書が届けられた。

この通知は、明らかに文書管理規程第41条（文書等の保存期間）等に違反であり、その理由を知りたくて本件審査請求を行う。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分について

実施機関は、本件開示請求の1④、2①、2②、2⑥、3①、3②、3③、3④及び3⑤に記載されている個別フォルダーについては、交通規制課及び交通指導課において開示請求時点で保有しておらず、対象文書を特定できないため、原処分を行ったものである。

(2) 個別フォルダーの検索について

ファイル基準表は、文書管理規程の別記様式第12号において定められているものであり、「第1ガイド」、「第2ガイド」、「個別フォルダー」、「内容・取扱説明」、「保存期間」、「保存満期」等が項目とされている。

開示請求者は、平成16年、平成17年及び平成18年当時のファイル基準表に基づき、個別フォルダー名を指定して本件開示請求を行ったものである。

本件開示請求を受けて、実施機関は交通規制課及び交通指導課において個別フォルダーの検索を行ったところ、本件開示請求の1④、2①、2②、2⑥、3①、3②、3③、3④及び3⑤に記載されている個別フォルダーについては、開示請求時点で保有していないことが判明した。

本件開示請求は、個別フォルダー名を指定してなされたものであるが、開示請求

時点で当該個別フォルダーを保有していない以上、対象文書を特定できないことから、原処分を行ったものである。

実施機関は、上記に記載した判断を経て原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件開示請求は、平成16年、平成17年及び平成18年のファイル基準表に記載されている特定の個別フォルダーに保存されている文書を請求したものである。

実施機関は、本件処分において、本件開示請求の1④、2①、2②、2⑥、3①、3②、3③、3④及び3⑤に記載されている個別フォルダーは、現在保有しておらず対象文書を特定できないとして、不開示決定を行った。

そこで、当審査会では、本件処分の妥当性について検討する。

(2) 埼玉県警察における文書管理について

条例第30条は、公文書の管理が公文書の開示を実質的に担保するものであることから、公文書が適切に分類、作成、保存及び廃棄されるよう、公文書の管理の基本原則については、各実施機関の規則等で定めることとしている。埼玉県警察においては、文書管理規程に基づき文書管理が行われている。

文書管理規程第36条第1項では「所属で保有する文書等は、事務の性質、内容等に応じて系統的に分類するものとする。」として文書等の分類を規定し、同条第2項では「文書等は、暦年ごとに整理しなければならない。ただし、会計年度ごとに整理することが適当なものは、会計年度ごとに行うものとする。」として文書等の整理を規定している。そして、同条第4項では「前3項に規定する文書等の分類及び整理に基づき、ファイル基準表（別記様式第12号）を作成するものとする。」として分類及び整理した文書等をファイル基準表で管理することを規定している。そして、ファイル基準表には、第1ガイド（大分類）、第2ガイド（中分類）、個

別フォルダー（小分類）、保存期間等の欄があり、文書等は個別フォルダーに収納されるが、個別フォルダーに収納される文書等の件名の記載欄はなく、個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっている。

- (3) 本件開示請求の1④、2①、2②、2⑥、3④及び3⑤に係る不開示決定の妥当性について

諮問庁は、本件開示請求の1④、2①、2②、2⑥、3④及び3⑤に記載されている個別フォルダーについては開示請求時点で実施機関は保有しておらず、対象文書を特定できないと主張している。

当審査会は、諮問庁に当該個別フォルダーを開示請求時点で保有していない理由について確認したところ、個別フォルダーの統廃合等を行った可能性や、個別フォルダーに保存する文書等が発生しなかったためファイル基準表に個別フォルダー名だけが残った可能性等があるとのことであった。

個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっていることから、ファイル基準表からは当該個別フォルダーに保存されていた公文書を特定することはできない。そして、理由は不明であるが、開示請求時点で実施機関は当該個別フォルダーを保有していないという諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められず、当該個別フォルダーを保有していない以上、当該個別フォルダーに保存されていた公文書を特定することはできない。

よって、実施機関が対象文書を特定できないとして行った本件開示請求の1④、2①、2②、2⑥、3④及び3⑤に係る不開示決定は、やむを得ない。

- (4) 本件開示請求の3①、3②及び3③に係る不開示決定の妥当性について

ア 本件処分に係る公文書不開示決定通知書を確認したところ、備考欄に「開示請求書別紙3①、3②及び3③のフォルダーは、現在「通達等」フォルダー（所属：交通規制課規制企画、第1ガイド：通達・通知、第2ガイド：警察庁）に集約されております。」との記載があった。

本来であれば、本件開示請求の3①、3②及び3③に記載されている個別フォ

ルダ-に保存されていた公文書については、開示請求の時点で別の個別フォルダ-に集約されて存在するのであれば、当該個別フォルダ-の中から対象文書を特定して開示、不開示の決定をすべきである。

イ そこで、当審査会は事務局職員に「通達等」フォルダ-を確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 文書の量は厚さ80mmのパイプ式ファイルで7冊分ある。

(イ) ほかの年度の公文書や規制企画係以外の公文書も統合されており、規制企画係の業務とほかの係の業務とに重複して関係する公文書が多数あり、平成18年当時はどちらの係で扱っていたか現在では不明である。

本件開示請求の3①、3②及び3③は、交通規制課規制企画係の平成18年度ファイル基準表に記載されている個別フォルダ-に保存されている公文書を請求したものである。そして、上記確認内容からすると、「通達等」フォルダ-から本件開示請求の3①、3②及び3③に係る公文書を特定するのは困難であると認められる。

ウ ところで、実施機関の保有する公文書の開示を求める際に、開示請求者が開示請求者の有する情報のみにより文書を特定するのは困難であることが多いことから、実施機関は開示請求者に対して開示請求に係る公文書の特定をするために必要な情報提供を行うべきであり、この情報提供を行うことが情報公開制度の前提となっている。そのため、条例第8条第2項においても、実施機関は開示請求者に開示請求書の補正を求める場合に補正の参考となる情報提供をするよう努めなければならないと規定されている。このことは、補正を求める場合でなくても公文書の特定が必要なときにもいえることであり、本件のように実施機関が個別フォルダ-を集約したために文書が特定できないときには、開示請求者の協力を得て文書を特定することができるように、実施機関が必要な情報提供を行うべきであったといえる。

他方、開示請求者についても、条例第9条では「開示請求をしようとするもの

は、この条例の目的に即し、公文書の開示を求める権利を適正に行使するとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。」と規定している。「公文書の開示を求める権利を適正に行使する」とは、情報公開制度の一方の担い手である県民にも制度の円滑な推進への協力を義務付けるものであり、具体的には、実施機関が公文書の特定を容易にできるよう必要な協力を行うことなどが求められているものと解される。

以上の趣旨から、本件のように公文書の特定が困難な場合には、実施機関は開示請求者に対して必要な情報の提供に努め、開示請求者も実施機関に対して必要な協力を行うなど、双方が協力して公文書の特定を行うことが求められているのである。

エ ところが、本件においては、実施機関は本件開示請求の3①、3②及び3③に記載されている個別フォルダーが新たな個別フォルダーに集約されていることを備考欄に記載したに過ぎず、審査請求人に公文書特定に必要な情報提供を行い、公文書特定の協力を求めたものとは認められなかった。そこで、当審査会が審査請求人の口頭意見陳述の場において公文書を特定できる可能性の有無を確認するために、公文書が存在することを前提に開示を求める公文書の内容について聴取したところ、本件開示請求は文書管理の状況を確認し担当者の責任追及を目的としたものであり、「通達等」フォルダーに保存されている公文書の開示は必要ないとのことであった。

オ 上記アのとおり、本件開示請求の3①、3②及び3③に記載されている個別フォルダーに保存されていた公文書が開示請求の時点で別の個別フォルダーに集約されて存在するのであれば、個別フォルダーを保有していないことを理由に不開示とした判断は適切とはいえない。また、開示請求の理由に応じて開示、不開示を決定することは原則としてできないため、開示請求の理由が文書管理の状況を確認し担当者の責任追及を目的としたものであることを理由に不開示とすることもできない。

しかしながら、情報公開制度は、公文書の開示請求があった場合、対象文書を特定の上、不開示情報に該当しない限り公文書の開示を行う制度であり、上記イのとおり公文書の特定が困難なうえ、上記エのとおり審査請求人が公文書の開示を求めているという以上、本件においては公文書を特定して開示する必要はない。

(5) その他

実施機関において、現在は保有していない個別フォルダーがファイル基準表上保有していることになっているのは、公文書の管理上、適切とはいえない。

また、複数の個別フォルダーを集約することにより集約前の個別フォルダーにどの公文書が保存されていたのか分からなくなったことも、公文書の特定を困難にする要因であった。

これらの点について、実施機関は、問題意識を持つよう望むものである。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年 4月 1日	諮問を受ける（諮問第276号）
平成27年 4月 1日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成27年 6月18日	審査請求人から意見書を受理
平成27年 7月17日	諮問庁から意見聴取及び審議（第二部会第109回審査会）
平成27年 9月 4日	審議（第二部会第110回審査会）
平成27年10月23日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議（第二部会第111回審査会）

平成27年11月20日	審議（第二部会第112回審査会）
平成27年12月25日	審議（第二部会第113回審査会）
平成28年 1月22日	審議（第二部会第114回審査会）
平成28年 2月12日	審議（第二部会第115回審査会）
平成28年 2月19日	答申